

第 7 回（令和 6 年度）認定の公平性に関する評価委員会議事要旨

開 催 日 時：令和 6 年 9 月 20 日（金） 14：00～16：00

場 所：本所本館 4F 北 2 会議室・Webex 併催

議 題：

1. 委員長選出
2. 前回議事要旨の報告（報告事項）
3. IAJapanの組織について（報告事項）
4. IAJapan認定活動方針及び認定活動目標（報告事項）
5. APAC評価結果の報告（報告事項）
6. 組織の所掌業務の変更について（報告事項）
7. マネジメントシステムの運用状況及び改善の取組の概要（報告事項）
8. 公平性に対するリスクへの取組結果（審議事項）
9. 「IAJapan技能試験に関する方針」について（報告事項）
10. 認定スキームの追加について（報告事項）
11. その他

配付資料：

- |       |                                      |
|-------|--------------------------------------|
| 資料 0  | 第 7 回認定の公平性に関する評価委員会議事次第（本資料）        |
| 資料 1  | 認定の公平性に関する評価委員会委員名簿                  |
| 資料 2  | 第 6 回認定の公平性に関する評価委員会議事要旨             |
| 資料 3  | IAJapanの組織について【投影のみ（非公開）】            |
| 資料 4  | IAJapan認定活動方針及び認定活動目標                |
| 資料 5  | 2023APAC評価報告                         |
| 資料 6  | 組織の所掌業務の変更について【投影のみ（非公開）】            |
| 資料 7  | マネジメントシステムの運用状況及び改善の取組の概要【投影のみ（非公開）】 |
| 資料 8  | 公平性に対するリスクへの取組結果について【投影のみ（非公開）】      |
| 資料 9  | 「IAJapan技能試験に関する方針」について              |
| 資料 10 | 認定スキームの追加について                        |

議事内容：

はじめに

委員会開催にあたり認定センター所長から挨拶があった。その後、委員各位から自己紹介があった。

議題 1. 委員長選出 [資料 1]

規程に基づき委員長の選出が行われ、野田委員が委員長として選出された。

議題 2. 前回議事要旨の報告 [資料 2]

資料 1 に基づき、事務局から前回議事要旨の報告が行われた。  
本報告について、委員から特段の意見はなかった。

議題 3. IAJapanの組織について [資料 3]

資料 3 に基づき、事務局から IAJapan の組織の変更の報告が行われた。  
委員からの主な質問等は次のとおり。

委員：事前に資料を確認したところ、MLAP に関する記載がほぼなかった印象だが、本日の会議のスコープに MLAP は入っているのか。

事務局：本委員会は ILAC MRA, IAF MLA に関係する認定プログラムの公平性を対象としているため、MLAP は対象外。

委員：MLAP は公平性に関して議論・報告する場はあるのか。

事務局：今の時点ではない。

委員：公平性については、プログラム間で共通する問題等もあると考える。今後、ISO/IEC 17025 を計量法にアドオンしていくといった議論もあり、それに伴い公平性の観点も他のプログラムと共通化していくはず。今後の課題として検討いただきたい。

オブザーバ：ご指摘の点は、今後、国際整合化の面で無視できないと理解している。MLAP でも公平性に関する委員会が必要ということであれば NITE と相談していきたい。

事務局：MLAP は国際規格等ではなく公示された基準に基づく認定活動。MLAP が ISO/IEC 17025 も基準として採用するということになれば、JNLA, JCSS と同じく国際規格に基づいた認定プログラムになるため、ご指摘のとおり、公平性に関する議論・報告の場としてこの委員会を活用し、その議論をしていくべきものと認識している。

委員：MLAP の国際規格への整合を含めて検討を進め、必要に応じて結果を次回以降報告してほしい。

議題 4. IAJapan認定活動方針及び認定活動目標 [資料 4]

資料 4 に基づき、事務局から 2024 年度の IAJapan 認定活動方針及び認定活動目標の説明が行われた。

本報告について、委員から特段の意見はなかった。

議題 5. APAC評価結果の報告 [資料 5]

資料 5 に基づき、事務局から APAC 評価結果の報告が行われた。  
委員からの主な質問等は次のとおり。

委員：Peer Evaluation における不適合とコメントには対応の要否等の違いがあると思う。今回寄せられたコメントを受けて NITE は改善活動を実施したとのことだが、そ

うした対応は必須なのか。

事務局：以前、指摘は不適合・懸念・コメントの3種類だったが、現在は ISO/IEC 17011 への適合・不適合だけに焦点を絞り、不適合・コメントの2種類のみになった。何らかの対応をしなければならない不適合と異なり、コメントは改善提案でしかなく、コメントを受け取った機関の検討結果次第で対応してもしなくても良い。NITE としては、不適合・コメントは紙一重のところもあるため、今回とは異なる評価チームが行う次回の評価への影響を見据えて、今回、寄せられたコメントに対しても改善活動の実施等で前向きに対応をした。

#### 議題 6. 組織の所掌業務の変更について [資料 6]

資料 6 に基づき、事務局から組織の所掌業務の変更についての報告が行われた。  
本報告について、委員から特段の意見はなかった。

#### 議題 7. マネジメントシステムの運用状況及び改善の取組の概要 [資料 7]

資料 7 に基づき、事務局からマネジメントシステムの運用状況及び改善の取組の概要について報告が行われた。

委員からの主な質問等は次のとおり。

委員：p. 3 に記載の③について、公平性のリスクの案件として扱っているが、認定契約における機密保持の規定にも抵触すると思う。NITE としてどのように考えているか。

事務局：他の事業者の情報が見える状態になっていたということで、情報漏洩と公平性リスクとの両方に抵触する案件と考えている。

事務局：資料の補足だが、p. 6 グラフで示している不適合・苦情の件数は、一部、発生時期と検出時期（内部監査等の時期）を混同してカウントしている可能性がある。今後、その必要に応じて訂正版をお示ししたい。

委員：請求書に関する苦情は不適合として扱うとのことだが、認定情報の誤記に関する苦情は不適合にはならないのか。

事務局：認定情報の誤記に関しては苦情として処理をしている。具体的には、JIS 番号の間違い等が発生していた。

事務局：何故、認定情報の誤記については苦情として処理をしているかというと、発生してすぐに検出し対応できるためである。認定証を発行してすぐに事業者に連絡をするため、事業者からの指摘もすぐに寄せられて修正対応ができるため、内部監査をする前に迅速に対応できている。

委員：苦情とは自分たちで検出できなかったものを、他者の指摘で気づくということ。

すぐに対応できるから大丈夫と考えるのではなく、とらえ方を変えて、違うものに波及すると重大だという意識を持ち、外に出る前に内部にあるうちに気づく・感度を上げるという取組を検討してはどうか。

事務局：目視での確認を複数行っているにも関わらず生じてしまっているものであり、DX化等の手段も含めて対応の検討を進めていきたい。

事務局：補足の情報として、今回報告した苦情は認定機関に対するもののみである。我々が認定した適合性評価機関に対する苦情については、この期間に無かった。

#### 議題 8. 公平性に対するリスクへの取組結果 [資料 8]

資料 8 に基づき、事務局から公平性に対するリスクへの取組結果について説明が行われた。

委員からの主な質問等は次のとおり。

委員：No. 6 のリスクについて、ASNITE-T 環境に関しては審査員がほぼ同業であり、商圏も全国に広く展開しているところが多いと思う。今回のように商圏が近いという理由で審査員を変更すると、審査できる人が非常に限られてしまい、認定制度として維持することが難しくなってしまうのではないかと。機密保持契約等を確実にしているのであれば問題はないはずで、審査員としても業界のレベルを保ちたいという社会貢献的意識で参加しているはず。こうした申立てに対しては、もう少し理論武装をしてお断りをするということも検討してはどうか。

事務局：いただいた意見を参考にさせていただく。

委員：報告にあった審査チームメンバーの変更申立てに関連して、審査員や技術専門家の人材が十分プールされているかが気になっている。こういった取組みをされているか御教示願いたい。

事務局：プログラムごとに関連の深い機関や現役の技術専門家、また分科会等において新規人材の推薦のお願いをしている。一方で、そうした取組みによって現状、十分に技術専門家が確保できているかといえばそうではない。新たな取組み方についても検討していきたいと考えている。

委員：No. 8, 9 が公平性のリスクに該当するという点に若干違和感を覚える。これをどういった点で公平性のリスクと考えたか説明をお願いできないか。

事務局：他社の動向等を、本来知り得るはずのない他の事業者に漏洩してしまうという点が公平性のリスクであるという認識である。

委員：考え方は理解したが、一方でこうしたミスを含めてしまうのは公平性のリスクと

は異なるのではと考える。公平性のリスクというのは、利害関係を中立に保たなければいけない立場の認定機関・認証機関が、認定・認証される立場に有利になる情報を『故意に』与えてしまうということだと理解している。今回の No. 8, 9 は故意ではなくミスであるので、公平性のリスクからは切り離れた方が良いのではないか。

事務局：今回の事象はご指摘のとおりミスであり故意に起こされたものではないが、一方で外部からは故意かミスかはわからないことも確か。我々としては、今回の事象を踏まえて対策することで、故意に同様のことを行える可能性を排除したいと考えている。

#### 議題 9. 「IAJapan 技能試験に関する方針」について [資料 9]

資料 9 に基づき、事務局から「IAJapan 技能試験に関する方針」について報告が行われた。

委員からの主な質問等は次のとおり。

委員：紹介があった三つの国際文書の発行によって、これまで技能試験を実施していた認定機関は今後、同試験サービスを提供できなくなるということだが、そうした機関は今回の動きに対してどうやって対応しているのか。

事務局：組織体を分けて提供を続ける等はせず、シンプルに技能試験提供を終了している。

委員：今回の動きに対して抵抗活動等は実施されなかったのか。

事務局：ISO/IEC 17011 改正時に関係国に協力を求め反対したのだが、日本以外で反対に賛同してくれる国がなく、改正内容に盛り込まれてしまったという経緯である。

#### 議題 10. 認定スキームの追加 [資料 10]

資料 10 に基づき、事務局から認定スキームの追加について報告が行われた。

委員からの主な質問等は次のとおり。

委員：ASNITE-T IoT セキュリティ (仮) はいつ頃開始する予定か。

事務局：経済産業省サイバーセキュリティ課の指示に基づき、来年度中に開始したいと考えているところ。

オブザーバ：当該スキームは IPA がスキームオーナーとして立ち上げ中である。制度のうち自己適合宣言部分を今年度、NITE に認定機関として関与してもらい第三者評価部分を早ければ来年度下期に開始したいと考えている。

委員：PKS、海洋生分解性試験などの試験の根拠となる規格は既にあるのか。

事務局：ISO 規格、ASTM 規格として存在している。規格番号については NITE の Web サ

イトにおいて公表している。

議題 1 1. その他

認定センター所長から NITE 認定センターの令和 5 年度業務実績について紹介があった。

事務局から ILAC/IAF の統合について紹介があった。

<事務局からの案内>

事務局：本日の委員会資料について、9 月 30 日(月)までに事務局宛にご意見をいただければ、議事要旨に反映する。議事要旨は委員の皆様へ送付するので確認をお願いしたい。次回（第 8 回）委員会については、来年度秋頃の開催を予定している。

以上